

今回は前回に引き続き、2024年6月に改正された、いわゆる担い手3法の話です。担い手3法とは、建設業法、公共工事入札契約適正化法、公共工事品質確保法の3つ。改正の狙いは、地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるようにすることです。今回は、建設業法と公共工事入札契約適正化法の改正内容を国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課の法規係長 吉開 理恵氏と同課 入札制度企画指導室 調査係長 相馬 隆示氏にお聞きしました。



霞が関から

担い手3法の改正では、労働者の処遇改善や働き方改革・生産性向上に総合的に取り組んでいきます。

処遇改善への取り組み

法改正では、処遇改善や働き方改革・生産性向上に総合的に取り組んでいくという方向性を打ち出しています。就労状況を改善し、担い手の確保を促すことで地域の守り手として持続可能な建設業を目指します。

まずは、労働者の処遇改善を建設業者の努力義務と位置付けます。ただ、それだけでは実際の対応にバラツキが生じかねません。

そこで、賃金の原資である労務費がどの現場でも適切に確保されるよう法改正を行いました。具体的には、諮問機関である中央建設業審議会（以下「中建審」という）が労務費の基準を作成・勧告できることとしたうえで、基

準に対して著しく低い労務費により作成された見積書の提出を受注者に禁じただけでなく、発注者に対しても、受注者から提出された見積書の内容を著しく低い労務費での見積へ変更するよう求めることを禁じました。さらに、これまで発注者において禁止されていた原価に満たない請負金額での請負契約の締結を、新たに受注者にも禁じることにしました。

加えて、技能者の処遇については国が取組状況を調査・公表し、中建審に報告する仕組みも整えることで、状況に合わせ更なる改善策を講じることができるようになります。

資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止へ

処遇改善を後押しする規定として、資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止のための措置を加えています。まず資材価格の変動に伴う請負金額の変更方法の定めを、工事請負契約書の法定記載事項として明確化しました。そのうえで、資材高騰の恐れがあると認めたときには、建設業者に対し、契約書の締結前にその旨を注文者に通知する義務を課すことにしました。

この措置がしわ寄せ防止の効果を発揮するのは、工事請負契約の締結後です。実際に資材高騰が起きたとき、通知義務を果たした建設業者は請負金額の変更協議を申し入れることが可能になります。変更協議の申し入れを受けた注文者は、協議に誠実に応じるよう努力する義務が課せられます。事前通知を行わなかった場合についても、契約書の請負金額の変更方法に基づき契約当事者間で協議することになります。これらの規定を通じ資材高騰分の価格転嫁協議が円滑になり、労務費へのしわ寄せが防止されるという効果が期待されます。

工期変更に向けた協議の進め方を明確に

次に働き方改革では、工期ダンピング対策を強化します。工期ダンピングとは、通常必要な工期に比べ著しく短い工期による工事請負契約を締結することです。発注者に対してはこれまでも禁じてきましたが、その対象を受注者である建設業者





にまで広げました。建設工事の工期に関する基準については、前回(2019年)の担い手3法改正により中建審が作成・勧告できるようになったもので、2024年3月には、同年4月からの時間外労働規制の適用を踏まえた改正がなされています。著しく短い工期に当たるかどうかは、工期に関する基準も踏まえつつ判断されます。

工期についてはもう一つ、変更協議の円滑化を図ります。天災等の不可抗力に伴う工期の変更はこれまでも工事請負契約書の法定記載事項として定められていました。この条項に基づく変更協議の進め方を明確に規定したのです。

具体的には、請負代金額の変更に関する協議同様、請負契約を締結する前、資材の入手困難などの恐れがあると認めるときには、建設業者に対し、その旨を注文者に通知する義務を課しました。契約後に実際に資材の入手困難が起きたとき、通知義務を果たした建設業者は工期の変更協議を申し入れることが可能になります。変更協議の申し入れを受けた注文者は、協議に誠実に応じるように努力する必要があるとあり、公共発注者の場合には、変更協議に誠実に応じなければなりません。事前通知を行わなかった場合についても、契約書の請負金額の変更方法に基づき契約当事者間で協議することになります。

現場管理の効率化へ、ICTの活用を促す

一方、生産性の向上という観点からは、まず現場技術者の専任義務の合理化を図ります。現在、請負金額4,000万円(建築一式工事については8,000万円)以上の建設工事の現場に配置する主任技術者・監理技術者は専任でなければなりません。これに対して改正法では、①請負金額が政令で定める金額未満 ②移動が容易など省令で定める要件に適合 ③遠隔での現場確認を可能とするICT活用など省令で定める措置の実施——という条件を満たす場合、兼任を認めます。ただ現在と同様、兼任が認められる現場数には政令で上限が置かれます。

同時に、ICTを活用した施工の効率化も図ります。特定建設業許可を持つ建設業者に対して、効率化に向けたICT活用への努力義務を課することとなります。国土交通省ではこの施策を適切・有効に進めるため、ICTを活用するための指針を作成・公表します。また、公共工事を受注した建設業者には施工体制台帳の写しの提出義務を課していますが、改正法ではその合理化を図り、施工体制をICT活用で確認できる措置として省令で定めるものを講じている場合は、提出義務の適用を除外することになります。

改正法の施行は原則、2025年内の見込みです。ただし、処遇改善の取組状況を調査・公表する権限や、労務費の基準の作成・勧告に係る中建審の権限はすでに施行済みです。また資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止、現場技術者の専任義務の合理化、ICT活用に関する措置については、年内施行を予定しています。(談)

図:建設業法と公共工事入札契約適正化法の改正概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - ➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
 - ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - ➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
 - ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
 - ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
 - ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
 - ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
 - ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
 - ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
 - ➡特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
 - ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

労務費確保のイメージ

The diagram illustrates the labor cost structure and the impact of the new regulations. It shows a hierarchy from the 'Main Contractor' (元請) down to 'Subcontractors' (下請). The Main Contractor's costs include 'Material Costs' (材料費), 'Self-employment Costs' (自営経費), and 'Subcontractor Costs' (下請経費). The Subcontractor's costs include 'Self-employment Costs' (自営経費) and 'Sub-subcontractor Costs' (下請経費). The diagram highlights the 'Standard Labor Costs' (標準労務費) and the 'Fair Labor Costs' (適正な労務費). It also shows the 'Prohibition of Undercutting' (著しく下回る見積り・契約を禁止) and the 'Prohibition of Original Price Splitting' (原価割れ契約の禁止). The diagram is titled 'Image of Labor Cost Security' (労務費確保のイメージ).

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

タブレットを用いて情報共有を円滑化